

資料 2

県民文化芸術ひろば企画・運営業務委託 仕様書

1 件名

県民文化芸術ひろば企画・運営業務

2 業務概要

山梨県では平成30年12月に「山梨県文化芸術基本条例」を制定し、県民の文化芸術についての関心と理解を深め、文化芸術の振興等に積極的に取り組む意欲を高めるため「やまなし文化芸術推進月間」（以下「月間」という。）を設け、月間の趣旨にふさわしい事業を実施することとしている。

本業務は、県内で文化芸術活動に取り組む若者の発表機会を創出するとともに、こうした若者をはじめとする多くの県民に、県内の伝統的な文化芸術の一つである民俗芸能に触れる機会を提供することにより、県の文化芸術活動を活性化させることを目的としたイベントの企画・運営を行うことを内容とする。

また、イベント運営にあたって必要となる、会場設営、出演・出展者との調整、参加者・来場者に対する感染症防止対策等も本業務に含む。

3 実施主体

山梨県（以下「県」という。）

4 委託期間

契約締結の日から令和2年12月25日（金）まで

5 事業概要

(1) 名称：県民文化芸術ひろば

(2) 開催日時：令和2年11月23日（月・祝）正午～午後4時（予定）

(3) 会場：山梨県庁噴水広場（山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号）

(4) 出演者・出展者

① 笹子追分人形保存会、内船歌舞伎保存会

② 音楽、書道など、山梨県文化芸術基本条例に挙げられるジャンルを対象に、県が今後公募する高校生、大学生世代の団体等（ステージ発表6組程度、展示6組程度を想定）

(5) 内容

① (4) の①、②によるステージ発表（1団体10～30分程度を想定）

② (4) の②による展示ブース

(6) 来場者の費用負担

原則として、来場者からの入場料等は求めないものとする。

(7) 受託者の費用負担

特に指定する事項以外の経費は全て受託経費に含まれる。

6 委託業務内容

(1) イベント全体の企画・演出

- ① 月間の趣旨を踏まえた内容で、明確なコンセプトのある企画提案をすること。
- ② 若者をメインターゲットとし、来場者を惹き付けるような司会者・ゲスト等を手配し、演出すること。
- ③ 通りすがりの人でも、興味を持って気軽に立ち寄りたくなるような工夫を提示すること。
- ④ イベントプログラム、タイムスケジュールを提示すること。
- ⑤ 県が8月から9月にかけて実施予定の出演者・出展者の公募について、応募のあった団体の中から出演者・出展者を選考するための協議に参加すること。
(協議の結果、最終的な決定は県が行うものとする)
なお、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの発表の場が失われていることから、公募数が多い場合を想定し、より多くの若者が出演・出展できるような会場レイアウト及び構成を考えること。
- ⑥ 来場できない県民にも楽しんでもらえるよう、イベントの様子をYouTubeLIVEなどを用いて生中継すること。
※視聴者に分かりやすいよう、団体名や紹介文などのテロップを入れること。

(2) 会場設営

- ・会場の手配は県で行う。
- ・設営日として11月22日(日)も使用できるが、音響のチェックは開催日に行うものとする。
- ・2日間の使用可能時間は原則午前9時から午後9時までとするが、それ以外の時間での作業については県と協議の上で、調整することとする。
- ・電源、水道については県が指定する箇所について使用できるものとする。
- ・会場に設置する設備
 - ① 伝統芸能等の発表を行うためのステージ(W9000mm×D5400mm×H500mm以上)
※多様な発表に対応可能な音響装置、舞台強度を備えること。
※民俗芸能で用いる背景用の幕絵を吊すことのできるステージとすること(H300mm以上)。
 - ② 歌舞伎を行うための花道(W1000mm×D5000mm×H500mm程度)及び座台(W1000×D2000程度)
 - ③ 出演者のための控え室(25名以上)及び民俗芸能団体用控え室(25名以上及び15名以上の2カ所)
 - ④ 民俗芸能団体用更衣室(5名程度、2カ所)
※ブルーシートを敷くなどの対応をとり、土足禁止とすること。
※周りから見えないように囲うこと。
※姿見を用意すること。

※上記③民俗芸能団体用控え室（2カ所）及び④について、県庁防災新館オープンスクエア全面を使用することも可能。使用する場合、会場の手配は県が行うが、仕切り等の手配及び設置、撤去、清掃は受託者が行うものとする。また、部屋の管理のため、スタッフを常駐させること。なお、会場の設営は開催当日午前9時から行い、撤去及び清掃はイベント終了後午後9時までに行うこと。

※オープンスクエアの図面等は下記 HP 参照

URL<<http://yamanashi-plaza.com/index.html>>

⑤ 展示を行うためのブース（6団体程度）

※来場者が展示とステージ発表の両方を楽しむことのできるよう、ブースの配置を工夫すること。

⑥ 司会者・音響担当用のブース

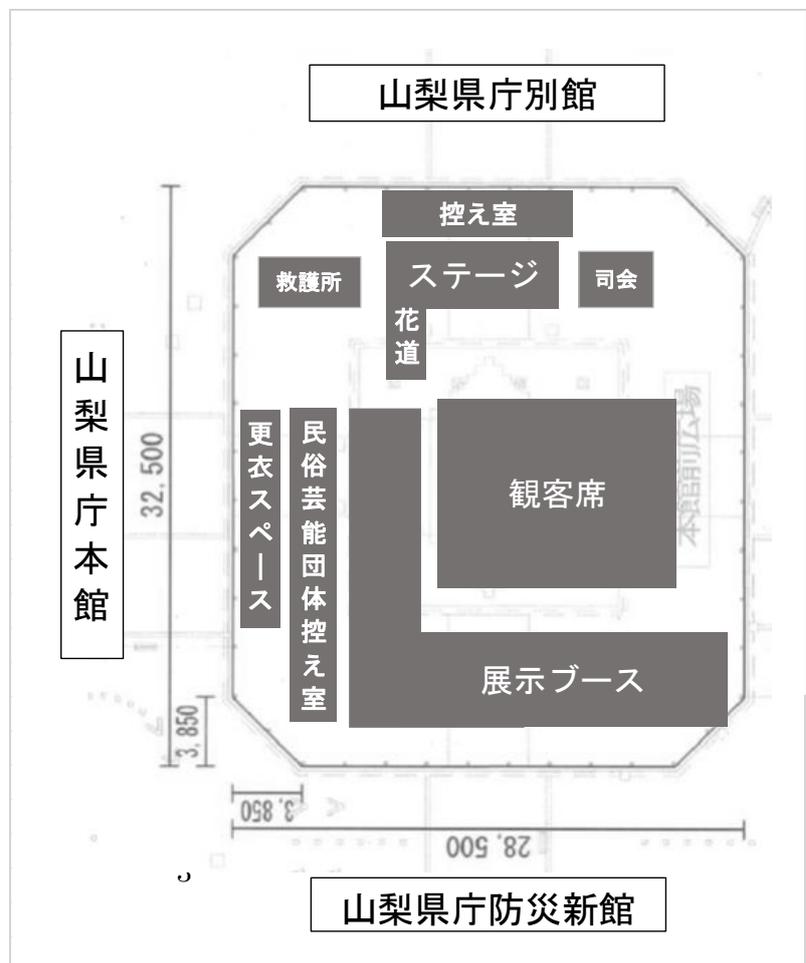
⑦ 発表を見るための観客席（70席程度）

※新型コロナウイルス感染症等に配慮した配置をとること。

- ・全設備は雨天対応可能なものとし、上記③については長机・イスも合わせて設置する。
- ・必要に応じて噴水部分の養生を行うこととする。
- ・飲食物等の持ち込みが予想されるため、ゴミ箱を設置し、処分すること。
- ・ステージ看板やスケジュールパネルなど付設する掲示物については提案の上、受託者が設置する。
- ・来場者用の暖房スペースを設けること。

※6（5）に従い、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止に配慮を行い、ステージ、展示ブース、観客席等の配置を記したレイアウト案を示すこと。

(会場案)



※配置図は例示であるため、これ以外の配置提案も可能。

※原則的には 32.5m×28.5m のスペース内での配置とするが、必要に応じてスペース外への設備設置も可能とする。

(3) 広報・周知

- ① 若者を中心とした来場者及び視聴者への効果的な周知を行うため、テレビ、ラジオ等の広報媒体を提案し、実施することとする。なお県 HP での広報は実施する予定。
※民俗芸能の魅力が若者に伝わるような工夫を凝らした媒体・内容を提案すること。
- ② 以下の印刷物は掲載内容を県と協議の上で必ず作成すること。
ア ポスター900部以上 (A2 サイズ)
イ チラシ 8,000 部以上 (A4 サイズ)
ウ プログラム 2,000 部以上 (A3 サイズ二つ折り)
※ウについては出演者・出展者決定後に、当日のスケジュール、出演者・出展者を紹介する内容で作成する。
※印刷物のデータは使用する最終版の PDF、JPEG の両形式で県へ提出すること。
※6 (5) に従い、来場者に向けてコロナウイルス感染症予防に関して必要な周知を徹底すること。

(4) 運営

- ① 開催までのスケジュールの提示。
- ② 出演者・出展者等の関係者との調整。
- ③ 出展内容に応じて必要となる場合、各種関係機関への手続業務。
- ④ 事前リハーサル、会場確認を希望する団体への対応。
- ⑤ 当日の運営マニュアル作成。
- ⑥ 出演者・出展者が当日使用する音楽等に係る権利処理。
- ⑦ 当日の運営 (司会、全体の進行、受付業務、警備などを含む)
- ⑧ 会場設営 ※開催日の会場設営に向けた事前の連絡調整等も含む。
- ⑨ 会場清掃、撤去 ※ゴミ処理にあたっては環境に配慮した上で行うこと。
- ⑩ 救護所の設置 (看護師 1 名を配置) すること。
- ⑪ 付設掲示物 (ステージ看板やスケジュールパネル等) の設置・撤去。
- ⑫ 来場者アンケートの実施・結果集計
※アンケートの内容は、県と協議の上決定するものとする。
- ⑬ イベント賠償責任保険への加入

(5) 感染症対策について

国及び山梨県が定めるコロナウイルス感染拡大防止ガイドライン等に沿って、適切な感染症対策を講じること。

イベント運営に当たっては、感染症防止策に係る対応チェックリストを作成し、提出すること。また、出演・来場者の検温等体調確認の実施、手指消毒設備の配置、出演・来場者の導線確保、入場制限、来場者へのマスク着用義務の周知、HP や印刷物による感染予防に関する周知等の実施を徹底するなど、チェックリストの内容が守られている

ことを確認し、その状況を報告すること。

また、チェックリストに記載された感染防止策の実施を徹底するため、運営スタッフ用のマニュアルを作成し、その内容を遵守するかたちで運営を行うこと。

※チェックリスト並びにマニュアルの作成にあたっては県と協議すること。

(6) 実績報告

県民文化芸術ひろば終了後、令和2年12月25日（金）までに下記内容を記載した業務実績報告書（任意様式）及びイベントを収録したDVD（4枚）を県に提出すること。

- ① 広報・周知活動の実績
- ② 来場者数、イベントの概要（運営状況が分かる写真を添付すること）
- ③ 実施した感染症防止策の内容

(7) 上記（1）～（6）に付随する業務

関係者との連絡調整等、上記業務に付随する業務を行うこと。

7 著作権の帰属

本業務により作成された成果物の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及びその他の権利は、県に帰属するものとする。

8 その他

- (1) 本業務において個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (2) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、県の承諾を得ることとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染の感染状況に十分留意し、内容等の変更が必要と思われる場合は、県と協議すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、県は、本業務を変更または実施しないことがある。実施しないことの決定が契約締結前である場合、県は審査の結果にかかわらず、契約先候補者との契約を締結しない。
本業務を変更することの決定が契約締結後である場合、県は受託者と協議の上、必要に応じて委託金額を変更し、変更契約を締結する。
本業務を実施しないことの決定が契約締結後である場合、県は契約を解除することができる。解除までに受託者が支出した費用については、県と受託者が協議して定めた額を支払うものとする。
- (5) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。